

第48回 バトントワリング関東大会

第41回バトントワリング全国大会 関東予選

基本実施要項



日本バトン協会関東支部

大会概要

第48回バトントワーリング関東大会

(第41回バトントワーリング全国大会 関東予選)

主 催 日本バトン協会関東支部

参加都県 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県

開催日 平成25年10月26日(土) 学校部門
【小学校の部】【中学校の部】【高等学校の部】【大学の部】
27日(日) 一般部門
【幼保・未就学】【U-12】【U-18】【OPEN】

会 場 千葉ポートアリーナ
千葉市中央区問屋町1-20 TEL 043-241-0006



後 援 千葉県・千葉県教育委員会・千葉市・千葉市教育委員会・一般社団法人日本バトン協会
(申請予定)
主 旨

【小学校の部】【U-12】

バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を通し、美しさへの憧憬を育むとともに集団での活動を幅広く体験することで協調性と忍耐力を養う。

【中学校の部】

バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を通し、美しさへの深求心を育むとともに集団での活動を幅広く体験することで協調性と責任感を養いながら生きる力を培う。

【高等学校の部】【U-18】

バトン又はポンポンを使った身体表現と音楽表現の集団演技を追求し、より正確な集団技術と集団芸術を身につけながら自主性と創造力を培うとともに地域社会の活性化に貢献する。

【大学の部】【OPEN】

バトンとポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を追求し、より正確で高度な集団技術とより高い集団芸術を身につけながら自主性と創造力を培うとともに芸術スポーツの発展と地域社会の活性化に貢献する。

【幼保・未就学】

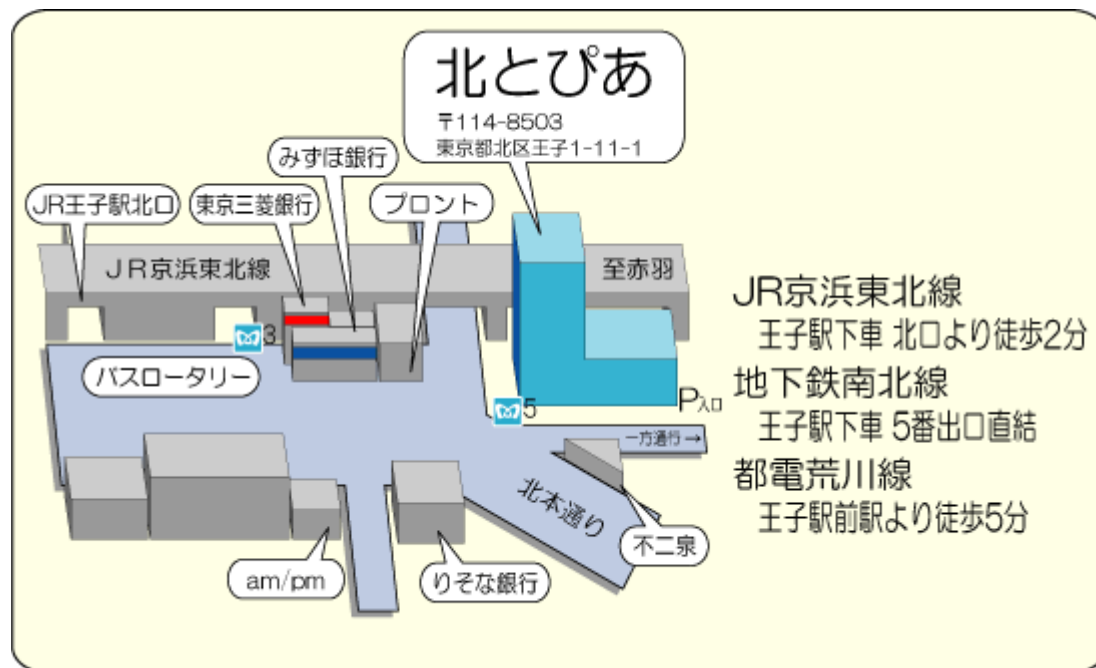
バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を通し、集団での活動を幅広く体験することでバトンを楽しみながら協調性を養う。

日程

【出演団体説明会】

日 程 : 平成25年9月27日(金) 受付 18:30～
説明会 19:00～20:30

場 所 : 北とぴあ 第2研修室



※出演団体説明会には、各団体から責任者1名が必ず出席することをお願いします。

【大会日程】

※日程及び時間は、出演団体数により変動することがありますのでご了承ください。

平成25年10月26日(土) 学校部門【小学校の部】【中学校の部】【高等学校の部】【大学の部】

開場 11:00

開演 11:30

終演 18:30

平成25年10月27日(日) 一般部門【幼保・未就学】【U-12】【U-18】【OPEN】

開場 10:00

開演 10:30

終演 17:00

実施規定／学校部門

1. 参加資格 *下記(1)～(4)の要件をひとつでも満たしていない場合は**参加不可**とする。

(1) 各都県協会の大会までに、小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分として一般社団法人日本バトン協会（以下本部）に団体加盟登録している学校の在学学生で、構成員登録していること。本部の会員組織規程に準ずる。

*大会には団体加盟登録名で参加すること。

(2) 構成メンバーは年間を通しその学校団体に所属している構成員であること。

*短期メンバー補強は不可とする。

(3) 都県協会、または当支部より推薦されていること。

(4) 当支部が定めた期日までに下記の参加手続き書類の提出を終えていること。

① 参加申込書の提出

② 参加費（団体参加費5,000円、個人参加費は構成員1名につき小学校・中学校は1,000円、高等学校・大学は1,500円）を納入。

*大会参加費の内訳はプログラム、記念品および傷害保険の費用等とする。

③ 構成メンバー表・構成員登録書の提出

(ア) 構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。

(イ) 構成メンバー数は、申請した人数内であること。

(ウ) 構成・手具編成は都県大会と同一であること。

(5) 音楽著作権に関する書類の提出

① 当支部が定めた期日までに音楽著作権に関する書類一式の提出を終えていること。

(ア) 申請中の場合はそれを証する書類を提出すること。

*都県大会・支部大会・全国大会を一括して許諾申請されると期日に提出できます。

(6) 1団体及び構成メンバーの関東大会の参加は1回とする。

*ゲスト及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

2. 構成と編成

*構成及び手具編成は都県大会推薦と同一であること。

【小学校の部】

(1) 構成

① 単一団体加盟登録の小学校構成

② 複数の団体加盟登録による合同小学校構成

(2) 編成

① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成

② 人数編成は、小編成／中編成／大編成

【中学校の部】

(1) 構成

- ① 単一団体加盟登録の中学校構成
- ② 複数の団体加盟登録による合同中学校構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数編成は、小編成／中編成／大編成

【高等学校の部】

(1) 構成

- A：単一団体加盟登録の高等学校構成
- B：同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成
- C：複数の団体加盟登録による合同高等学校構成

★高等学校の部内でA・B・Cはブロック別とする。

(2) 編成 *A B C 共通

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数編成は、小編成／中編成／大編成

【大学の部】

(1) 構成

- ① 単一団体加盟登録の大学構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数編成は、小編成／中編成／大編成

編成における詳細 【小学校の部】 【中学校の部】 【高等学校の部】 【大学の部】

《手 具》

バトン編成・・・1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。
器物の使用は不可とする。

ポンポン編成

【小学校の部】 【中学校の部】

ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用可、器物の使用は不可とする。

【高等学校の部】 【大学の部】

ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用不可、器物の使用は不可とする。

《人数区分》

＊関東大会では人数区分による分類は行わないが、関東大会に出場した人数編成で全国大会に推薦されるものとする。関東大会から全国大会への推薦段階で人数編成区分を変更することはできない。

小編成・・・ 4名以上13名以内

中編成・・・ 14名以上19名以内

大編成・・・ 20名以上

3. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロア及び待機ゾーンは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの使用は、左右の演技ラインの範囲内とする。正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
 - ア. アナウンスの合図により、速やかに入場すること。
 - イ. 演技フロアへの再入場・追加入場は禁止する。
 - ウ. 退場ラインより退場後は、速やかに退場口より退出すること。
- ② 登録引率者は演技フロアに入ることはいできない。なお、登録引率者は演技中は指定された席で待機する。
- ③ 登録引率者と補助スタッフは指定された退場口にすみやかに退場すること。

(3) 計時・演技時間

【小学校の部】 【中学校の部】

- ① 演技時間は4分とする。
 - ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての構成メンバーと器物が退場ラインを通過した時点とする
 - ③ 審査時間は3分とし、過不足15秒以内は審査時間とする。(2分45秒～3分15秒)
 - ア. 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。
- ＊使用曲の長さを事前に提出すること。
- ＊登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
- ＊審査時間は、演技時間内とする。

【高等学校の部】 【大学の部】

- ① 演技時間は4分30秒とする。
 - ア. 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての構成メンバーと器物が退場ラインを通過した時点までとする。
 - ② 審査時間は3分30秒とし、過不足15秒以内は審査時間とする。(3分15秒～3分45秒)
 - ア. 審査時間は、使用曲の第1音から最終音までとする。
- ＊使用曲の長さを事前提出すること。
- ＊登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
- ＊審査時間は、演技時間内とする。

実施規定／一般部門

1. 参加資格 *下記(1)～(4)の要件をひとつでも満たしていない場合は参加不可とする。

(1) 各都県協会の大会までに、一般区分として団体加盟登録しており構成員登録していること。会員組織規程に準ずる。

*大会には団体加盟登録名で参加すること。

(2) 構成メンバーは年間を通しその一般団体に所属している構成員であること。

*短期メンバー補強は不可とする。

(3) 都県協会、または当支部より推薦されていること。

(4) 当支部が定めた期日までに下記の参加手続き書類の提出を終えていること。

① 参加申込書の提出

② 参加費(団体参加費5,000、個人参加費は構成員1名につき幼保、未就学・U-12は1,000円、U-18・OPENは1,500円)を納入。

*大会参加費の内訳はプログラム、記念品および傷害保険の費用等とする。

③ 構成メンバー表・構成員登録書の提出

(ア) 構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。

(イ) 構成メンバー数は、申請した人数内であること。

(ウ) 構成・手具編成は都県大会と同一であること。

(6) 音楽著作権に関する書類の提出

① 当支部が定めた期日までに音楽著作権に関する書類一式の提出を終えていること。

(ア) 申請中の場合はそれを証する書類を提出すること。

*都県大会・支部大会・全国大会を一括して許諾申請されると期日に提出できます。

(6) 1団体及び構成メンバーの関東大会の参加は1回とする。

*ゲスト及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

3. 構成と編成

*構成及び手具編成は都県大会推薦と同一であること。

【幼保・未就学】

(1) 構成

① 未就学による単一団体加盟登録の団体

② 幼保による単一団体加盟登録の団体

(2) 編成

① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成

② 人数編成は、4名以上

【U-12】

(1) 構成

- ① 12才以下による単一加盟登録の団体
- ② 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で12才以下のみの構成メンバーによる団体
*2014年3月31日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- ② 人数編成は、4名以上

【U-18】

(1) 構成

- ① 18才以下による単一加盟登録の団体
- ② 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で18才以下のみの構成メンバーによる団体
*2014年3月31日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- ② 人数編成は、4名以上

【OPEN】

(1) 構成

- ① 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- ② 人数編成は、4名以上

編成における注意

《手 具》

バトン編成・・・1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。
器物の使用は不可とする。

ペップアーツ編成・・・2種類以上の手具を使用のこと。レギュラーバトンも手具として認める。
器物の使用可。

《人数区分》 4名以上とする。

3. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロア及び待機ゾーンは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの使用は、左右の演技ラインの範囲内とする。正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
ア. アナウンスの合図により、速やかに入場すること。
イ. 演技フロアへの再入場・追加入場は禁止する。
ウ. 退場ラインより退場後は、速やかに退場口より退出すること。
- ② 登録引率者とペップアーツ編成の器物搬入出補助員は演技フロアに入ることはいできない。なお、登録引率者と器物搬入出補助員は演技中は指定された席で待機する。
- ③ 登録引率者と器物搬入出補助員は指定された退場口にすみやかに退場すること。

(3) 計時・演技時間

【幼保・未就学】【U-12】

- ① 演技時間は4分とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての構成メンバーと器物が退場ラインを通過した時点とする
- ③ 審査時間は3分とし、過不足15秒以内は審査時間とする。（2分45秒～3分15秒）
ア. 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。
*使用曲の長さを事前に提出すること。
*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
*審査時間は、演技時間内とする。

【U-18】【OPEN】

- ① 演技時間は4分30秒とする。
ア. 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての構成メンバーと器物が退場ラインを通過した時点までとする。
- ② 審査時間は3分30秒とし、過不足15秒以内は審査時間とする。（3分15秒～3分45秒）
ア. 審査時間は、使用曲の第1音から最終音までとする。
*使用曲の長さを事前提出すること。
*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
*審査時間は、演技時間内とする。

実施規定／その他（両部門共通）

1. 演技用MD

- ① 演技に使用する音楽については、登録引率者の1名が3団体前に音響席に演技用MDを持参し、作動及び停止の合図を行うこと。
- ② 作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。
- ③ 演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに録音権使用許可を受けたMDを使用すること。
- ④ 録音方法は、LPモード（録音時間が2倍・4倍）ではなくノーマルモード（標準）とすること。
- ⑤ MDにはエントリーNo. と団体名を入れること。エントリーNo. は出演団体説明会の際に発表する。

2. 器 物 *器物の使用はペップアーツ編成のみとする。

「器 物」とは、バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる物を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入出はバトンを含め安全かつ迅速に行い、責任を持って搬入出をすること。
*搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入館から退館までの全ての全行程をいう。
*搬入搬出は指定した通路を使用し、全ての構成メンバー（手具・器物を含む）は定められた場所で待機すること。
*待機エリア・ウォーミングアップエリア及び入退場口については実行委員会が決定する。
- ② 器物の大きさは、次に示す規格以内の大きさとし、事前に審査委員長に申請すること。
※規格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内。
※重量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内。
*器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
*演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
*フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ③ 国旗等の使用は敬意を損なわないよう最大限の注意をすること。またフラッグ等に使用する際は、原形のままでの使用を避けること。
- ④ 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、出演者会議前日までに関東支部事務局へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。
*乾電池以外の電源の使用は禁止する。
*化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているものののみ使用可能とする。
*火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ⑤ 残留器物については器物（搬入器物 → 残留不可）と落下物（帽子・靴 → 故意でないものは残留物としない）に区別して審査委員長が判断する。
また、スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

3. 登録引率者・器物搬入出補助員

- ① 登録引率者は、構成員30名以下は3名まで申請することができる。 ※音響の合図を行う1名を含む構成員が10名増えるごとに1名の登録引率者を申請することができる。
- ② 【幼保・未就学】【U-12】のポンポンペップアーツ編成は器物搬入出補助員を3名まで申請できる。（尚、【幼保・未就学】においてはこの限りではない）
- ③ 全ての構成において、登録引率者・器物搬入出補助員は演技フロア内での搬入出補助を禁止とする。演技中は指定の席で待機し、退場ライン先の演技ライン通過後の搬出を迅速に行う。
- ④ 構成メンバー・登録引率者・器物搬入出補助員が客席に入る場合は、入場券が必要となる。また、出演者席には構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。
- ⑤ 登録引率者は器物搬入出補助員を兼ねることができる。

4. 罰 則

(1) 審査対象外

- ① 『1. 参加資格』『2. 構成と編成』に反した場合。
- ② 出演時刻に間に合わない場合。(いかなる理由も問わない)
※審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- ④ 故意と認められるような規定違反があった場合。
※上記に該当した団体は実行委員会が警告を発送する。
※2大会連続で警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失う。

(3) 注意

- 『3. 演技(1)演技フロア(2)入退場(3)計時・演技時間』『1. 演技用MD』『2. 器物』『3. 登録引率者・補助スタッフ』の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。
※上記に該当した団体は実行委員会が注意書を発送する。また、2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は警告書を発送する。

5. 関東大会が開催されない場合の全国大会推薦について

- (1) 前年度の関東大会から全国大会に推薦した枠を使用する。
- (2) 今年度都県大会が開催された場合には、その枠に従って順位ごとに推薦する。
- (3) 今年度都県大会が開催されなかった場合には、都県組織で決めたルールに従って部・編成ごとの優先順位を提出してもらい、それに従って推薦する。
- (4) 全国大会への推薦枠が前年から変更になった場合には以下のとおりとする。
 - ①増の場合： 増になった部・編成の次点の都県団体を推薦する。
 - ②減の場合： 減になった部・編成の最下位の都県を減らす。
- (5) 1つの部において設定された枠に団体数が満たない場合には、残った枠は使用しない。
- (6) 成立する部・編成と成立しない部・編成がでた場合には、成立した部・編成はそのまま有効とする。

6. その他

(1) 参加資格の補足

- *大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。
- *納入された構成メンバーの参加費は、返却しない。
- *大会当日でも登録人数内の変更は認める。
- *大会当日、団体受付後に人数変更があった場合は実行委員長に速やかに連絡すること。

(2) 出演団体は、代表者1名が「出演団体説明会」に出席すること。

(3) 本大会における演技に使用する楽曲の使用及びMDへの録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

- ① 演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。
- ② 演技曲録音MDは日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けたMDを使用すること。

(4) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

審査要領 審査規定

1. 審査委員長・審査員・審判員

(1) 審査委員長

- ① 審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 実施規定 1. 参加資格 2. 構成と編成 を審査する。
- ③ 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

一般部門 【幼保・未就学】

<バトン編成><ペップアーツ編成>

- ① 講評員は下記の内容を総合的に評価する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス
 - a. ステージング/コンビネーション
 - b. 手具技術/ボディーワーク

学校部門【小学校の部】【中学校の部】【高等学校の部】【大学の部】

一般部門【U-12】【U-18】【OPEN】

<バトン編成>

- ① 審査員は下記の内容を審査基準に基づき項目ごとに審査する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス
 - a. ステージング/コンビネーション
 - b. バトントワーリング/ボディーワーク

<ポンポン編成><ペップアーツ編成>

- ① 審査員は下記の内容を審査基準に基づき項目ごとに審査する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス
 - a. ステージング/コンビネーション
 - b. 手具技術/ボディーワーク

(3) 審判員

審判員は罰則と判断した場合に赤旗を揚げ審査委員長に報告する。

- ① 審判員は2名とする。
- ② 審判員は 2. 構成と編成 3. 演技 を審判する。

※成績・成績判定・表彰に関しては出演団体説明会にて詳細を発表する。

連絡事項

□入場券（プログラム付）の販売

入場券	前売り券	3,000円	当日券	3,500円
-----	------	--------	-----	--------

販売方法 前売り券 ※平成25年9月2日（月）より平成25年10月18日（金）必着で日本バトン協会関東支部にて受け付けます。（詳細はHPにて）

※参加団体におきましては振込用紙を配布いたします。

当日券 大会当日、大会会場の当日券売場において開場時間の1時間前から販売します。

□事前広報

一般広報	インターネットホームページによる宣伝
支部広報	加盟団体・都県関係団体を通じた文書等による広報

□記録

写真撮影（出演団体記念写真・演技風景等）、VTR記録（音は入らないものも有）

※指定業者が販売を行う。

会場内における一般観客及び構成メンバー等による写真撮影は一切禁止する。

撮影が発覚した場合は、大会事務局でカメラを預かる場合がある。

□記念品・その他会場販売

会場内にてバトン関連の商品を販売する。

□傷害保険

構成メンバー・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。

※保険期限は出演当日の0時～24時とする。（宿泊を伴う場合は各団体で対応すること。）

□大会参加に関する経費

本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。

なお一旦納入された費用については、一切返却しない。

□著作権

本大会で使用する楽曲に関しては、必ず使用許諾を得ることとする。また大会用MDの作成については、録音利用料を支払う。

詳しくは、日本音楽著作権協会（JASRAC）03-3481-2121にお問い合わせください。
(<http://www.jasrac.or.jp>)

緊急対策

1. 目的

本大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で消火器所在などの会場内事情を確認するとともに、不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

(1) 火災発生の場合

- ① 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防・警察官に通報し、また、各担当責任者に連絡すること。
- ② 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ③ 消防または警察の指示は各担当者が受け、本部に連絡する。
- ④ 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認しておく。
- ⑤ 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

(2) 地震の場合

- ① 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。
- ② 誘導にあたっては、各担当責任者・臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

(3) けが人・病人が発生の場合

- ① けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
- ② 各担当者は本部に通報する。
- ③ 大会本部は救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は大会本部より救急車の出動を要請する。
- ④ 救護所は、医務室に設置する。

(4) 対策本部の設置

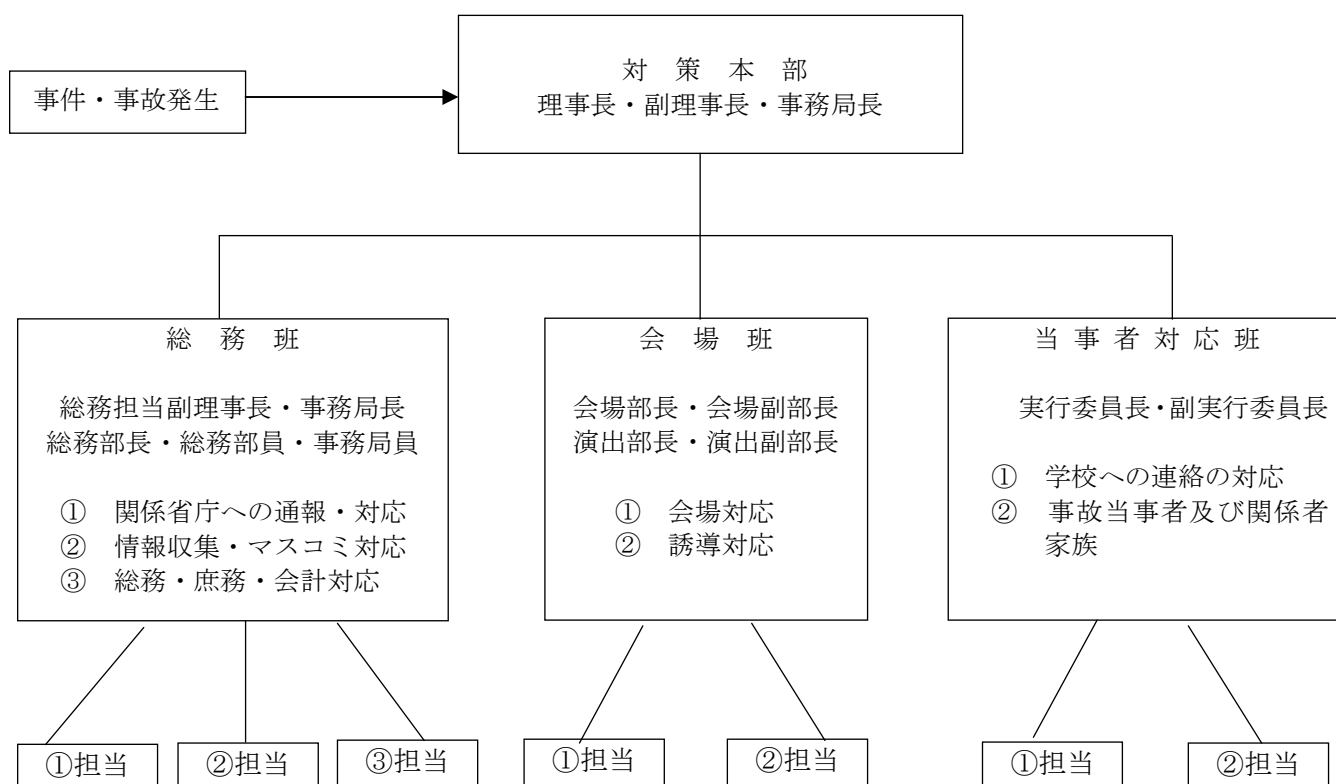
- ① 別添表の通り必要に応じて早急に対策本部を設置する

(5) 関東大会開催中の演技中断に対して

関東大会の演技中に地震等で演技が中断された場合の処置は以下のとおりとする。

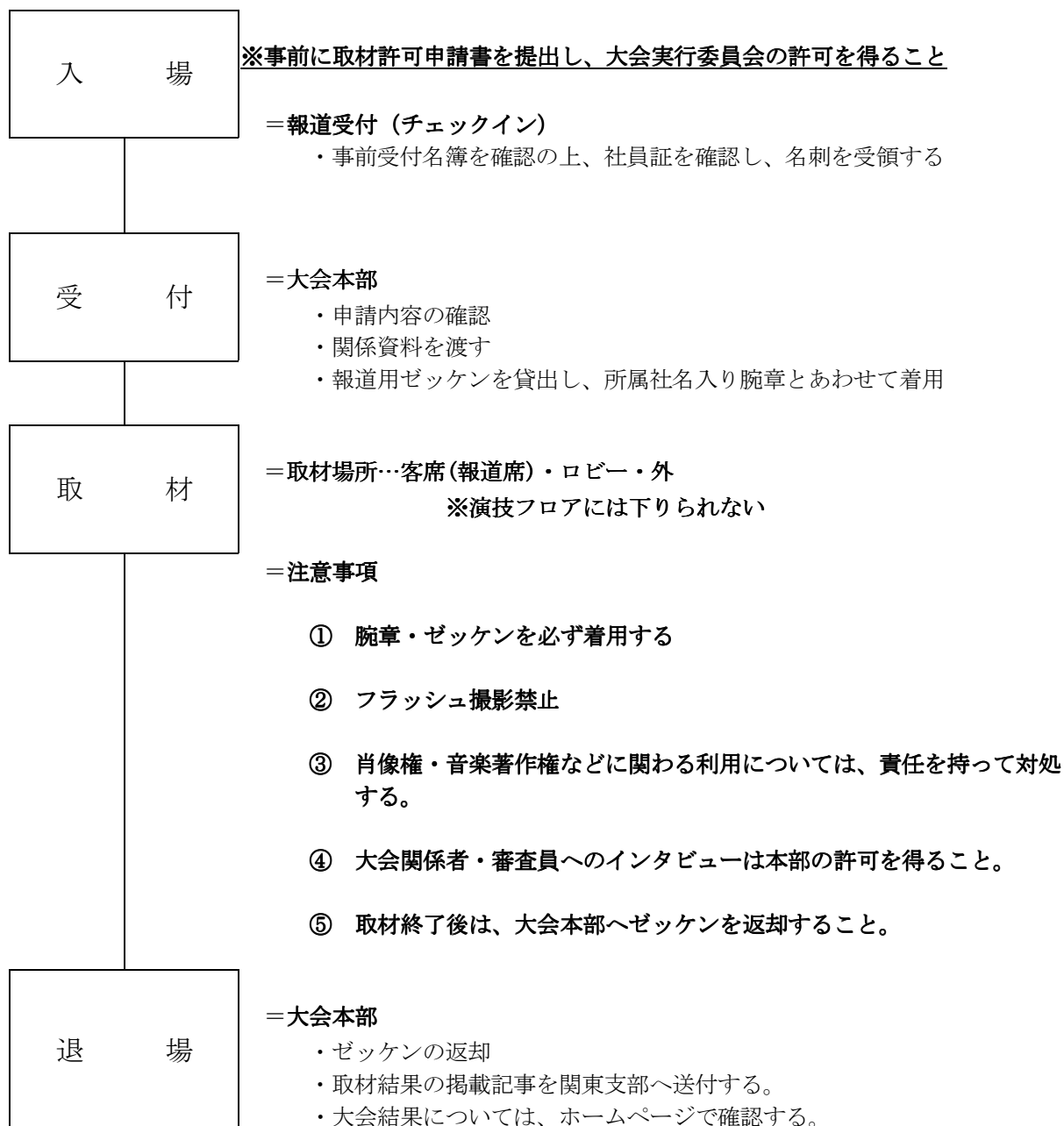
- ① 演技中に地震等があつた場合は演出部よりストップをかけて中断した上で大会継続可能かどうかを関東支部緊急時対応本部が検討し判断する。
- ② 継続可能な場合は当該団体が曲の最初から演技をやり直して進行する。
- ③ 継続不可能な場合は緊急事態が発生した時点で、演技をしたしないに関わらず全団体を優秀賞とする。なお、終了している部門はその結果を有効とし、全国大会への推薦に反映する。
終了していない部門に関しては実施規定/その他 5の「関東大会が開催されない場合の推薦方法について」に基づき全国大会の推薦を決定する。

関東支部緊急時対策組織表



1. 理事長は事件・事故発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
2. 理事長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに協会本部・当該都県組織への連絡を担当する。
3. 事務局長は本部に常駐し、理事長を補佐する。
4. 各班のスタッフは指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始すること。
5. 当組織表は、関東支部が主催する全ての大会に対応するものとする。

記録・報道関係者への対応



※ 本部が指定した記録関係者は、定められた認識証を着用する。